令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
○総論	
予算規模は。	約１億５，０００万円です。
○申請について	
補助金の受付は先着順か。	先着順ではありません。 募集期間内に申請のあった申請から費用対効果を基礎とし、審査の優先事項を考慮して予算の範囲内で交付決定します。
代理申請、代行申請はできるか。	代理申請、代行申請はできません。なお、行政書士等の有資格者による代理申請は認められます。
他の補助制度との併用は可能か。	本補助事業は、同一設備で国その他の補助制度との併用は認めていません。 なお、県制度融資との併用は可能です。
令和７年度補正予算埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）（令和８年４月募集開始分）を受給した（受給予定である）が、申請できるか。	申請できません。 ※令和６年度以前の埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）を受給した場合は、申請可能です。
申請書類受理から交付決定までは概ねどのくらいの期間を要するか。	申請書類がすべてそろった時点で審査をします。交付決定は１２月上旬頃を見込んでいます。 なお、申請状況等により上記スケジュールと前後する場合があります。
昨年度決算が赤字だったが、その場合は申請はできないのか。	申請する上で、決算状況の制限はありません。
２つの事業所に補助対象設備を設置する場合に申請は個別の事業所ごとに行うのか。	申請は事業所ごとに行っていただくことになりますが、補助申請額は１事業者当たり合算で３００万円（再エネ設備導入の場合は５００万円）が上限となります。ただし、それぞれの事業所にＥＭＳを同時に導入する場合は１事業者当たり１０００万円が上限となります。
リース契約での申請をする場合についても、リース会社２者分の見積書の提出が必要となるのか。	リース契約の場合、申請はリース会社及び中小企業者の連名となるため、リース会社については１者で構いませんが、リースにより取得する設備については（リース会社経由で）２者以上の見積が必要です。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
○補助対象者について	
民間事業者の定義はなにか。	埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。なお、会社の場合には、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項の各号のいずれかに該当する者となります。また、事業活動を営んでいても公益目的等の事業者は、民間事業者とならない場合があります。
中小企業しか申請できないのか。	会社にあっては中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項の各号のいずれかに該当する者であり、本補助金は中小企業者（個人事業主含む）を対象とした補助金となります。
個人事業主で青色申告者ではないが申請できるか。	白色申告の個人事業主の方も申請可能です。
医療法人、学校法人、社会福祉法人等は申請できますか。	申請可能です。
持ち株会社が傘下の法人の補助対象設備を更新するに当たり、持ち株会社が申請をすることは可能か。	設備の所有者に申請していただきます。 傘下の法人が所有者であれば傘下の法人が、持ち株会社が所有者であれば持ち株会社が申請者となります。
事業所の運営開始から１年度経過していないが、申請は可能か。	補助対象となる事業者は、県内事業所において１年以上継続して事業を営んでいることが必要です。 さらに、申請時点で稼働期間が１年以上の県内事業所が対象事業所となります。 このため、事業所の運営開始から１年経過していない事業所は、申請できません。 なお、再生可能エネルギー利用設備の場合は、運営開始から１か月以上経過していれば申請できます（ただし、県内事業所を１年以上営んでいる事業者であることは必要）。
数年前に分社化されて、工場の敷地、建物及び設備は親会社が所有し、実際の事業所運営は子会社で運営している。設備整備の施工業者との契約は親会社名義で行うことになるが、その場合は申請書の提出は親会社、子会社のどちらの名義で提出するのか。	申請書は設備の所有者での申請を想定しております。いずれにしても親会社、子会社の関係（出資関係など）や設備の使用権限を証明する書類を提出していただき確認します。 疑義が生じるような場合は、事前に御相談ください。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
本社は埼玉県外にあるが、整備箇所は埼玉県内の事業所である。補助対象になるか。	補助対象事業の実施場所が埼玉県内の事業所であれば、補助対象となります。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
申請を予定している建物が２階建てであり、１階が事業所、２階が事業所と自宅の共用の場合は、１階、２階部分とも補助対象となるか。	１階部分については、事業所の運営開始から１年経過していれば、補助対象に該当します。 ただし、２階部分については、不動産登記簿上居宅となっていないか等を審査のうえで個別に判定します。別途、追加確認資料をお願いする場合があります。 また、太陽光発電設備の場合は、エネルギー使用量が、事業所部分と居住部分とで明確に分けて確認できない場合（例：メーターや配線等が１つのみで事業所用と居住用とで分かれていない　等）等は対象外となります。
当社はＡ社から会社分割により設立した法人である。（設立から１年未満）県内の事業所（１０年前から稼働）を有しているが、補助金の申請はできるか。	本補助金の申請条件が一年以上継続して事業を営んでいる者としています。 そのため、申請時点で設立後１年未満の場合は、申請できません。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
○補助対象事業について	
本補助金で導入するEMSは既存の設備（LED照明や空調）に繋げてもよいか。	新たに導入する設備のみでなく既存設備に繋げることは可能です。また、その際の工事費も補助の対象になります。
同一法人で県内にＡ事業所及びＢ事業所の２つの事業所があるが、Ａ事業所には高効率空調設備の更新、もう一方のＢ事業所には高効率空調設備の更新とＥＭＳの同時導入を考えているが、補助金の上限額は３００万円＋１０００万円の１３００万円となるのか。	複数の事業所においてそれぞれ補助率の違う設備の申請をすることはできません。 御質問のケースではＡ事業所にもＥＭＳを導入して、Ａ事業所Ｂ事業所の合算で１０００万円が上限となります。 また、B事業所の導入設備をＡ事業所と合わせた（両事業所ともＥＭＳを導入しない）場合はＡ事業所Ｂ事業所の合算で３００万円が上限となります。
デマンド監視装置はEMSの補助対象設備になるか。	デマンド監視装置は本補助金でのＥＭＳには該当しないため補助対象外です。なお、本補助金でのＥＭＳの要件は、「ＥＭＳと設備更新等の同時導入事業」の補助金募集要領６ページを御参照ください。
太陽光設備の設置に合わせたＥＭＳとして、遠隔での発電量の確認や発電できていないなどの不具合を知らせる機能などを有するシステムは該当するか。	原則として省エネルギーのために対象設備を計測・自動制御する機能を有することが要件になりますので、相談内容のような設備の稼働状況を確認するためのシステムは補助対象となるＥＭＳに該当しません。 ＥＭＳと同時導入する設備が太陽光発電設備の場合は、発生させた電気を使用する設備（既存設備も可）が計測・制御の対象設備に含まれる事業（電力を使用する空調の計測・制御など）が認められます。
募集要領Ｐ５の（補助対象事業）に重油焚ボイラーの都市ガスやLPG等への燃料転換と記載がされているが、重油焚ボイラーから重油焚ボイラーへの機種取り換えは対象になるか。	高効率省エネ設備への更新として、CO_2削減量が3トン以上のボイラー本体設備の更新であれば対象となります。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q&A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
試算したところ、CO_2排出削減が空調設備の更新で１．９トン、冷蔵設備（業務用冷蔵庫）の更新で１．2トンであった。合算して３トン以上として申請が可能か。	対象設備において導入前と導入後の年間エネルギー使用量を比較して、CO_2排出量に換算した際に削減量が３トン以上となる事業を補助対象としてます。御質問のケースでは合算して３トン以上削減となりますので対象となります。 なお、合算の考え方ですが、複数の設備でそれぞれの設備においてCO_2排出量が削減できていることが条件となります。CO_2排出量が増えている設備につきましては、補助事業の対象外となります。 また、ＥＭＳを導入する場合は、ＥＭＳによるエネルギー制御だけで３トンの削減が必要になります。
古い空調設備の入れ替えを考えている。現在の設備は冷房のみであるが、冷暖房への切り替えは補助対象になるか。 また、更新設備について同等能力（馬力）の機種が販売されていない場合はどうすればよいか。	現在冷房のみの空調が販売されていない場合は、冷房から冷暖房への更新でも対象となります。 馬力についても、現在使用している設備と同出力のものが販売されていない場合、妥当性の範囲内で直近上位の出力の物への更新も可能です。
リースでの設備導入は対象ではないのか。	リース事業の場合、事業所設置事業者とリース事業者の共同事業として、連名（共同事業者）による応募、申請の場合は対象とします。
リースによる事業と、自社調達による事業をあわせて申請することは可能ですか。	全てリースによる事業とするか、全て自社調達による事業にするか、どちらかで申請してください。
リースの場合、リース契約期間が対象設備の法定耐用年数より短い場合でも補助対象となるか。	法定耐用年数より短い契約でも認められます。（例：契約期間７年間の無償譲渡条件付リース）ただし、この場合、リース契約終了後も法定耐用年数期間まで継続して当該補助対象設備を使用できるような契約内容とする必要があります。
「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。
すでに発注又は着工している事業も対象となるか。	対象となりません。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
埼玉県内に新たに工場を新設しようとしている。省エネ機器や再生可能エネルギー活用設備を導入予定だが、補助対象になるか。	既存設備と比較してＣＯ$_2$排出削減につながる設備導入を対象としているため、原則として既存事業所での交換が対象となります。したがって、新設工場は対象にはなりません。設備の増設についても同様です。 ただし、再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備など）の導入については、新設工場でも申請時点で１か月の稼働期間があれば対象となります。
現在故障している設備の更新は対象となるか。	機器の更新が対象となりますので、使用できない設備の更新は対象とは認められません。
設備の更新をする場合、廃棄は直ちに行わなければならないのですか。	導入と同時に廃棄できない場合は、理由等について事前に相談してください。 基本的には、廃棄予定である設備について、事業期間中に配管等を完全に切り離すなどの措置を執るのであれば、廃棄と認められます。なお、その場合、事後に廃棄した結果を報告いただくことがあります。
自家消費用の太陽光発電設備を設置するに当たり、屋根等に行う基礎工事は対象となるか。	太陽光発電設備を設置するのに必要不可欠な工事であれば、対象となります。
既存の建物の屋上に太陽電池モジュールを設置する場合、屋上の防水工事は補助対象となるか。	建物側の工事になるので補助対象外となります。
発電量等を表示する広報用の表示装置は補助対象となりますか。	補助対象外となります。ただし、運転データ等取得のためのパソコンのモニターは補助対象となります。
既存の太陽光発電設備に蓄電池のみ新規で導入するのは、今回の補助事業の対象になるか。	今回の補助事業では対象外となります。 今回の補助事業では、申請条件として「年間CO2削減量３トン以上の設備導入」となっていることから、蓄電池の導入だけでは上記の条件を満たすことが困難と考えられます。また、蓄電池のみの導入では、CO2排出削減に資するのは難しいと考えられるためです。
太陽光発電一体型カーポートを設置する場合、架台部分については補助金の対象外経費となるのか。また、架台が対象外経費であれば、見積書はパネル部分、架台部分と別々に記載するのか。	架台につきましては補助対象外経費となります。 見積書等につきましても、パネル部分（補助対象経費）、架台部分（補助対象外経費）と分けて記載していただきますようお願いいたします。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
当社は20年前に設置した太陽光パネルの発電能力が落ちているため更新を考えている。補助対象となるか。	太陽光発電設備につきましては新規導入を対象としており、既存の太陽光パネルの更新は補助対象外となります。 これは、中小企業者における再生可能利用エネルギー設備の普及促進を目的とした政策的な観点から、新規導入を重点的に支援するためです。そのため、残念ながら貴社のケースでは、今回の補助金の対象とはなりません。
ＰＰＡによる太陽光パネル設置を検討している。補助対象となるか。	本補助金（緊急対策枠）は、事業者が自ら費用を負担して設備を導入し、維持管理を行う「自社所有」での設置を対象としています。 PPAモデル（第三者所有）による設置は、設備の所有者が申請者と異なるため、補助対象外となります。
補助金で導入した再エネ設備から生じる「環境価値（CO2削減価値）」を、Ｊ－クレジットの売却や他の報告制度に利用することはできるか。	本補助金により導入した設備から得られる環境価値は、補助事業者（申請者）自身による排出削減として活用いただくことを前提としています。 そのため、J-クレジット制度への登録や他者への販売・移転は認められません。
導入する蓄電池の容量に制限はあるか。	原則として、太陽光発電設備（パネル出力またはPCS定格出力のいずれか低い方）の容量の２倍までとします。 本事業は、発電した電力を効率的に自家消費することを目的としています。発電能力を大幅に上回る過大な蓄電池の導入は、補助対象外、または合理的な範囲内に見直しをしていただく場合がありますので、適切な設計・申請をお願いします。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
キュービクル式高圧受電設備の更新も、本補助金の補助対象になるか。	キュービクル（高圧受電設備）全体の更新のうち、「変圧器（トランス）」の更新費用については本補助金の対象となります。 ただし、キュービクル関連設備であっても、以下の項目については補助対象外となりますのでご注意ください。 ・撤去、処分費用 ・PASの交換費用 ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有検査費用および処理費用 ・その他、変圧器交換と直接関係のない費用

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
プレハブ冷凍・冷蔵庫ユニット更新の際にプレハブパネルも更新する場合はパネルも補助対象になるか。	プレハブパネル部分につきましては、補助対象外です。
既存のボイラーを更新するに当たり、更新ボイラーを増築した場所に設置したいが、補助対象になるか。	同一敷地内でかつ更新の要件を満たせば対象設備となります。ただし、更新前（既存）設備は撤去する必要があります。
複数基のA重油ボイラーの内、一部をＬＰガスへ燃転（更新）し、残りは重油のまま使用する場合、重油タンクを撤去しなくて良いか。	タンクの撤去はしなくても良いですが、改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行ってください。 なお、蒸気・冷温水配管については、対象設備間を繋ぐものは対象とし、対象設備と対象外設備を繋ぐものは対象外です。 対象設備と対象外設備との共用部分がある場合は、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。供給・配管設備費についても同様とします。 燃転対象となるボイラーの撤去は必ず必要となります。
LED照明は対象になるか。	照明設備は対象外です。
バイオマスボイラーは補助対象になるか。	既存設備からの置換えとして、バイオマスボイラーを導入することは補助対象になります。 新設することは補助対象外になります。
社員寮の空調設備を更新したい。補助対象となるか。	居住用途に係る設備の導入につきましては、補助対象外です。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
介護施設を運営しているが、入居者の個室と厨房、食堂の空調設備の更新を考えている。補助の対象となるか。	居住部分における設備更新につきましては、補助対象外としています。 なお、介護施設における居住の考え方については、次のとおりです。 ・入居者が介護施設を生活の中心としている。 ・介護施設が食事、睡眠、入浴など、日常生活に必要な機能を備えている。 ・入居者一人一人に占有スペース（個室）を確保し、一定のプライバシーを確保することができる。 以上の3要件を満たした場合に、占有スペース部分の設備の更新は補助の対象外です。（建物内の事務室や廊下、ホール等の共用部分、デイサービス施設やショートステイは補助対象です。）
事業場・工場に属する自動車（営業車など事業場・工場の外を走るものを含む）をよりCO_2の排出の少ない自動車（例：天然ガス自動車）に買い換えるのは設備補助の対象に含まれますか。	車両は補助対象となりません。
設置工事に必要な足場費や安全対策費等は補助対象経費になるか。	法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象となります。
既設設備の撤去費は補助対象経費に含まれるか。	含まれません。
高効率設備の要件について、更新予定の空調が①省エネ法のトップランナー基準を達成している設備又は②経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業『Ⅲ設備単位型』」の対象設備に該当するものはなかった。 その場合、③その他の設備として認められるか。	③の対象となる設備は、①、②で対象となっていない種類の「設備」です。設備の「型式」ではありません。 そのため、空調で①、②で該当がない「型式」の場合、③で対象とすることはできません。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
補助金交付要綱第10条3項及び第17条第１項の「現地確認等」とはどういった場合に実施するのか。	補助金の交付における疑義の確認や補助による効果測定、設備導入の事例把握などに当たって、データや写真等をメールなどの電磁的な方法で御提出いただき、いただいた資料で確認・判断が難しい場合に現地を確認します。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
○添付書類について	
個人事業主の場合、開業証明書の提出をすることになっているが、３０年以上前に取得はしたが紛失しており、再発行に１か月以上必要になるとのことで、申請が遅れてしまう。どうしたらよいか。	証明書を提出してもらうのは、個人事業者として埼玉県内での営業の実態があるかを確認するためです。 開業したことの証明書がない場合は、青色申告書等（事業期間が１年以上だと分かるもの）で代用していただいても結構です。 ただし、審査の段階で不十分と判断した場合は、別途追加の資料をお願いする場合があります。
「現況設備（更新前）の写真」はどのように撮影したらよいか。	全体像のほか、（銘板等に記載のある場合は）型番や製造年月日が分かる写真を提出してください。ただし、補助対象設備は全て写真を提出してください。一つ一つ撮影ではなく、複数をまとめて撮影しても構いませんが、どこに設備があるか分かるようにしてください。
設備更新の場合、現況設備（更新前）の写真撮影が困難な時は省略してよいか。	写真撮影が困難な場合は、まずは事前に県へ御談ください。その後、県より個別に対応方法を御連絡いたします。
「登記事項証明書（法人）」について	「履歴事項全部証明書」という種別で取得してください。「現在事項全部証明書」ではありませんので、御注意ください。
「営業届出済証明書（個人）」について	市町村で取得します。市町村へ届出をしていない場合は取得できないため、税務署へ提出した「開業届の控え」を提出してください。なお、開業届の控えには税務署の受領印（収受印）が押印されている必要があります。
交付申請書に添付する「重要事項確認書」の項目7番に、県が申請者の県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税）に関する納付状況等について確認をすることを同意します。のチェック項目があるが、同意するとどうなるのか。	御同意いただけた場合は、温暖化対策課で申請者の埼玉県の県税納税状況等を確認できるシステムから滞納状況を確認できますので、「滞納額がないことの証明書」の添付が不要になります。 ただし、個人事業主の方の個人県民税（住民税）の納税状況は当該システムで確認できないため、市区町村からの証明書の添付が必要になります。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
法人県民税、法人事業税の滞納額がないことの証明書の添付について	県税事務所で「滞納がないことの証明」を取得してください。ただし、県が申請者の県税に関する納付状況等について確認をすることに御同意いただけた場合は、添付が不要です。 なお、法人事業税、県民税が非課税の法人については、定款の写し等の、非課税であることが分かる資料を添付してください。
個人県民税、個人事業税の滞納額がないことの証明書の添付について	個人事業税：県税事務所で「滞納がないことの証明」を取得してください。ただし、県が申請者の県税に関する納付状況等について確認をすることに御同意いただけた場合は、添付が不要です。 個人県民税（住民税）：市区町村での発行となります。お問合せは各市区町村へお願いします。「滞納がないことの証明」を取得してください。
「所有者からの承諾書」には何が記載されていれば良いか。	賃貸物件に設備を導入し、法定耐用年数に相当する期間中使用することに対して承諾を得てください。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
○その他	
補助要綱第6条第3項に定める「利益等排除を行った経費を補助対象経費とする」とはどういうことか。	補助対象経費は製造原価以内とするという意味です。外部からの仕入れ等の根拠が提示できない費目は補助対象外とします。 費用が発生している物に対して、補助金が支払われます。自社で工事を行う場合は、工事費が対象外となる可能性があります。見積書の内容を確認し審査します。
補助要綱第25条に定める「県等への協力事項」について、補助金を活用して太陽光パネル＋蓄電池を導入した場合は、災害時に地域住民に電気を提供する義務があるということか。	市町村から県に対して太陽光パネルの情報提供要請があった場合、令和７年度以降に県の補助事業により導入した太陽光パネルの設置状況をお伝えさせていただきます。 その上で、災害時など、自治体等からエネルギー（電気）の提供要請があった場合には、自社の状況や設備の状況に応じて、可能な範囲で協力していただくものです。義務という意味ではございません。
交付申請の際に記載する設備は、その後の交付申請や、交付決定後の工事発注の際に機種が変更になることは認められるか。また、交付決定後に補助対象経費が変わるのは構わないか。	あらかじめ県の承認が必要な場合がありますので、変更が発生すると分かった場合には必ず県に御相談ください。 補助対象経費が変わることは構いませんが、増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となる点に御留意ください。
交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか。	交付決定後に補助事業の全部若しくは一部を廃止する場合は、県へその旨の申請をし、承認を受けなければなりません。その後、県が交付決定を取り消します。 補助金受領前の交付決定取り消しによる罰則等は原則ありませんが、本事業への参加に当たっては、事業内容や手続の流れ等を熟知した上で、廃止等にならないよう、よく御検討された上での申請をお願いします。

令和８年度埼玉県民間事業者スマートCO_2排出削減設備導入補助金　Q＆A

令和８年１１月２日時点

質問	回答
業者への支払いはいつまでにすればいいか。	交付決定後、実績報告書提出期限までに全ての支払を完了していただく必要があります。支払の完了とは、支払先が資金を受領した時点で完了となりますので、振込予約の段階は完了ではありません。また、支払は原則として銀行振込としております。手形や小切手での支払いは、事前に県への相談が必要となります。
割賦での支払いでは補助対象にならないか。	割賦での支払いは対象になりません。
補助金は、いつ受け取ることができますか。	実績報告書を提出いただき、その後県が補助金額の確定をします。 確定通知後、指定口座へ支払われます。
補助金受給に関して何か制約があるか。	補助要綱第22条に「他の経理と明確に区分」と定めておりますので、通常の事業活動に伴う経理とは別の会計処理をしてください。 補助金が運転資金に回されているような事実が発覚した場合には補助金を取り消す可能性があります。